

平成19年6月5日

告示第85号

(設置)

第1条 本市のまちづくりの指針である能代市総合計画（以下「総合計画」という。）を市と市民の協働により策定し、その推進を図るため、能代市総合計画市民協働会議（以下「協働会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協働会議は、総合計画の案及び総合計画の推進について市と協働して検討し、その結果を市長に提言又は提案するものとする。

(組織及び委員の任期)

第3条 協働会議は、委員50人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者及びまちづくり活動を行う団体の推薦による者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協働会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、協働会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協働会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(分科会)

第6条 協働会議は、必要があるときは、分科会を設けることができる。

2 分科会は、委員長の指名する委員をもって構成する。

3 分科会に分科会長及び副分科会長を置き、委員長がこれを指名する。

4 分科会長は、分科会における協議の経過及び結果を協働会議に報告する。

5 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営グループ会議)

第7条 協働会議は、会議の運営に関して協議するため、運営グループ会議を設けることができる。

2 運営グループ会議は、委員長、副委員長、分科会長及び副分科会長をもって構成し、委員長が会務を総理する。

3 運営グループ会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(費用弁償)

第8条 委員が会議に出席した場合は、費用弁償として、能代市職員等の旅費に関する条例（平成18年能代市条例第38号）に規定する7級に相当する額を支給する。

（庶務）

第9条 協働会議の庶務は、企画部総合政策課において処理する。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年6月5日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年6月1日から施行する。

能代市総合計画推進方針

1 総合計画策定の経緯

「能代市総合計画」は、合併後の能代市がめざすまちづくりの方向性とその実現に向けた考え方や取組などを示すため、市の最上位計画として平成20年3月に策定しました。

策定にあたっては、市民アンケートをはじめとする各種アンケート調査や市民ワークショップ、まちかどミーティングなど、多くの市民参画のもとに、今後のまちづくりの方向について検討を進めました。

さらに、市では、計画の実行段階においても市民とともに同じ目標に向かってまちづくりに取り組むことができるよう、総合計画市民協働会議を設置し、市と市民の協働により計画策定を進めました。

総合計画では、地域の置かれた厳しい状況を認識しながら、めざす姿や状態とめざす目標指標、さまざまな主体の望ましい取組などを位置づけし、まちづくりの進み具合や役割分担などを市と市民がともに確認しながら実行できる計画となるよう努めました。

2 総合計画推進の基本的な考え方

総合計画では、能代市民の^わ和、環境で活力を生み出す環^わ、未来へつながる輪^わによる、“わ”のまち 能代 を将来像に掲げ、3つの基本目標と25の政策を表しました。

市の将来像の実現に向けて、市民とともにまちづくりに取り組んでいくため、市民参画や情報提供、庁内体制などを明確にし、計画を推進していきます。

計画推進にあたっては、政策ごとに位置づけた目標指標をもとに、まちづくりの進み具合を評価するとともに、その結果を踏まえて、市の事業や取組などの効果や改善策、各主体の活動や取組などの効果や改善策などを検討し、それぞれの事業展開や活動などに反映していきます。

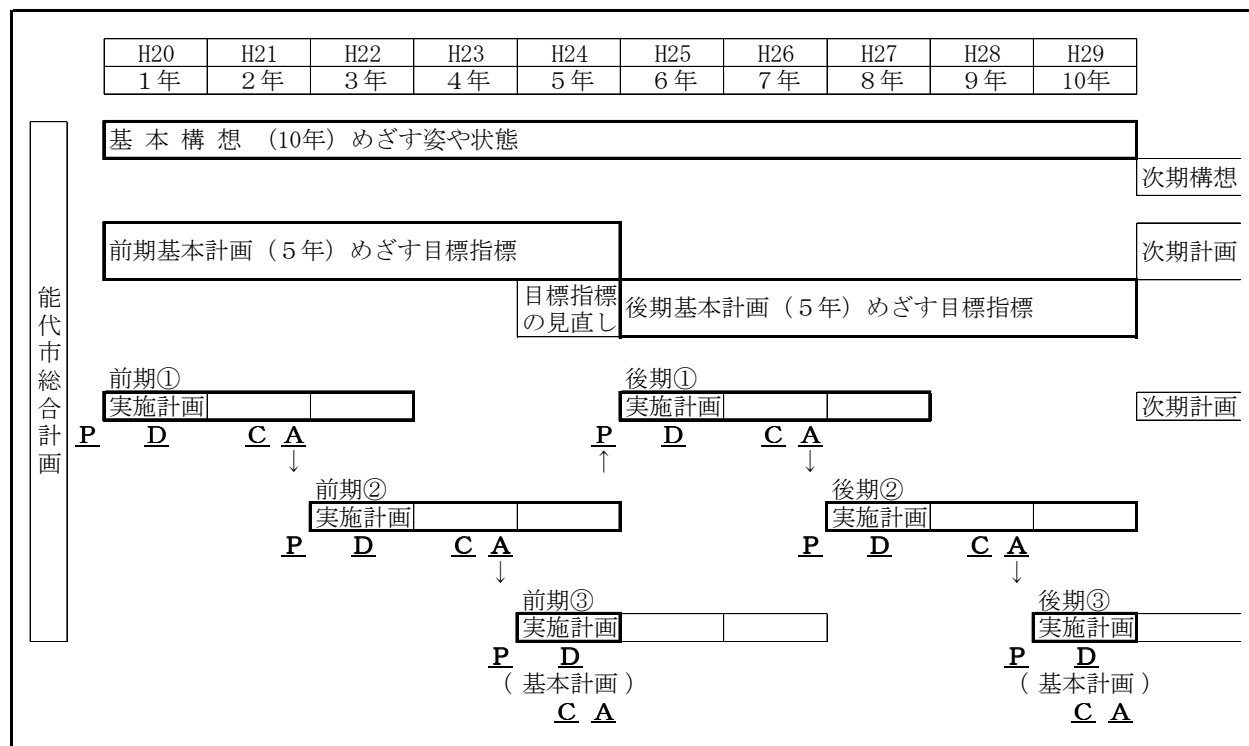
こうした計画推進の一連の流れにより、マネジメントサイクルの確立を図ります。

3 マネジメントサイクルの期間

総合計画のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）は、実施計画（Plan）に基づき実行（Do）した事業や取組について、基本計画でめざす目標指標に対する1年間の進み具合をもとに評価（Check）を行い、次の事業展開に改善内容（Action）を反映させるため、2年ごとのサイクルを基本とします。

◇マネジメントサイクルのイメージ図
(管理の循環)

Plan → Do → Check → Action → (P)lan
(計画) (実行) (評価) (改善)



4 推進体制

(1) 市民参画と情報提供

① 総合計画市民協働会議の役割

総合計画を策定するために設置した総合計画市民協働会議には、引き続き計画の進行管理のための役割を担っていただきます。

総合計画市民協働会議は、市と協働で計画の進み具合を評価し、今後の取組を検討・調整して、市長に提案します。

② 情報の共有化

めざす目標指標に対する進み具合、総合計画市民協働会議での検討状況や市の改善策などについて、ホームページや広報により、広く市民に周知していきます。

(2) 庁内体制

① 総合計画推進会議

市長、副市長、常勤監査委員、教育長及び各部長等により構成します。

総合計画推進のための政策の評価、事業や取組の改善策、総合計画市民協働会議からの提案への対応などについて検討・調整し、総括します。

各部長等は、総合計画市民協働会議に協働パートナーとして加わります。

② 総合計画部内調整担当

各部等の次長等が部内調整担当となり、必要に応じて部内の調整を図ります。

③ 総合計画政策推進担当

各課等の課長が指名する職員が政策推進担当となり、課内の調整を図りながら、政策の評価、事業や取組の改善策などの検討作業を行います。

能代市総合計画市民協働会議分科会別名簿（案）

区分	氏 名	班
1 委員 輝 き と ぬ く も り の ま ち 分 科 会	相 沢 敏 子	A
	越 中 武 美	A
	大 倉 律 子	A
	小 林 寛	A
	田 口 誠	A
	田 村 清	A
	船 山 捷 治	A
	松 井 均	A
	加 藤 長 光	B
	佐 藤 成 子	B
	柴 田 寛 彦	B
	嶋 田 昭 彦	B
	田 村 重 由	B
	渡 邊 慶 太	B
	小杉山 久 義	C
	坂 本 明 子	C
	柴 田 郁	C
	嶋 田 節 子	C
	鈴 木 隆 誠	C
	中 村 浩 三	C
	布 施 久 敬	C
	村 上 美奈子	C
職 員	土 崎 銑 悦	A
	佐々木 充	B
	小 松 敬	C

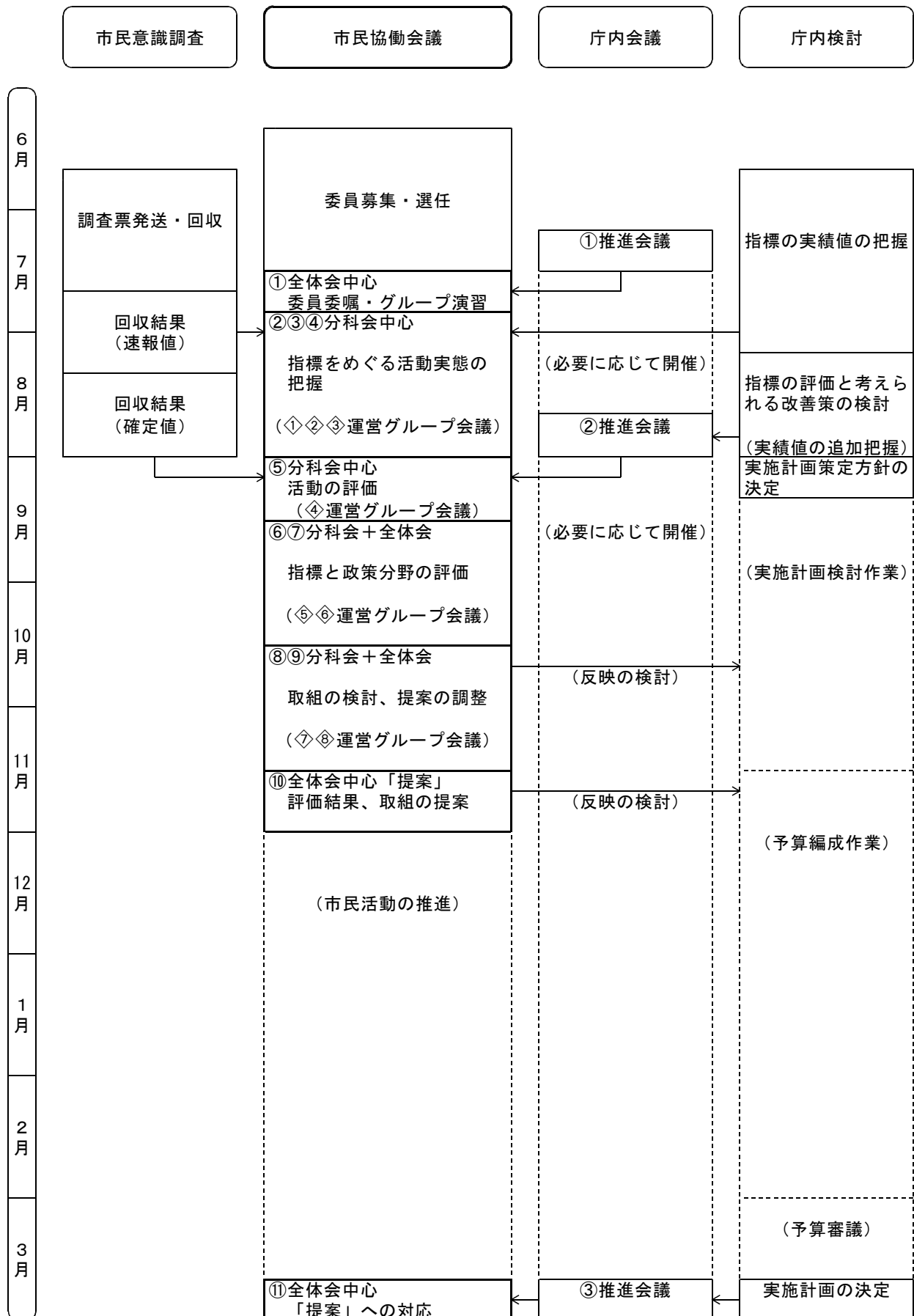
区分	氏 名	班
2 委員 元 気 と う る お い の ま ち 分 科 会	安 達 哲 也	D
	櫻 庭 富 男	D
	桜 庭 弘 視	D
	佐々木 博 子	D
	徳 田 章	D
	成 田 潤 哉	D
	宮 腰 慶 聡	D
	金 谷 正 子	E
	工 藤 憲	E
	佐 藤 勲	E
	七 尾 昌 樹	E
	成 田 正 文	E
	西 村 省 一	E
	見 上 淳 子	E
	横 山 亮 子	E
	永 井 幹 雄	D
	藤 田 清 孝	E
	越 前 聡	E
職 員		

区分	氏 名	班
3 委員 安 全 と 安 心 の ま ち 分 科 会	小 栗 将 子	F
	勝 原 節 子	F
	武 田 悟	F
	浜 松 幹 生	F
	山 崎 昌 子	F
	渡 部 政 喜	F
	安 部 美恵子	G
	小笠原 達 志	G
	小 林 アサ子	G
	長 門 俊 夫	G
	根 本 大 輔	G
	米 川 譲	G
	佐 藤 喜 美	F
	日 沼 一 之	F
	平 川 賢 悦	G
	小 野 正 博	G
職 員		

【グループ（班）の担当（案）】

A 班	政策1(1)～1(4) 地域づくり、生涯学習、子育て・子ども支援、学校教育
B 班	政策1(5)～1(7) 健康づくり、高齢者、障害者
C 班	政策1(8)～1(10) 文化・芸術、スポーツ、社会づくり
D 班	政策2(1)～2(4) 産業創出、企業立地、農業、林業・木材産業・水産業
E 班	政策2(5)～2(8) 商業、観光、環境保全、衛生環境
F 班	政策3(1)～3(4) 防災・防犯体制、道路・交通ネットワーク、土地利用、住環境
G 班	政策3(5)～3(7) 医療体制、社会保障制度、行財政基盤

総合計画推進フロー（案）



総合計画市民協働会議の作業の進め方（案）

政 策			
担い手・役割 （資金・資源）	指標をめぐる 活動・動き（意識）	新たな取組・ より良い取組	めざす姿や状態、 指標の推移
			・ 計画の記載内容を転記 ・ 指標の推移グラフを表記
現在→	(1) (2) (3)	(5)	(4) →将来

【作業手順】

第1段階 活動の点検

- (1) ロジックモデルによるグループ演習を行う。（全体会中心、1回、7月①）
- (2) 指標の推移をみながら、指標をめぐる活動や動き（意識）の実態を持ち寄る。
（分科会中心、1回＋他のグループに混じって2回、7～8月②③④）
- (3) 実態を計画に照らし合わせ、うまくいっている活動、動きが見えないすき間を確認する。
（分科会中心、1回、9月⑤）

第2段階 評 価

- (4) 指標の推移をもとに、活動や動き（意識）を考慮して指標を評価し、さらに政策分野を評価する。
（分科会＋全体会、2回、9～10月⑥⑦）

第3段階 提 案

- (5) 指標と政策分野の評価、活動や動き（意識）の実態を踏まえ、新たな取組やより良い取組を検討し、提案内容としてまとめる。また、総合的な協議も行い、力を入れるべき分野などを提案文に盛り込み、提案書として仕上げる。（分科会＋全体会、2回、10～11月⑧⑨）
- (6) 市長へ提案書を提出する。（全体会中心、1回、11月⑩）
- (7) 提案への対応が報告される。（全体会中心、1回、3月⑪）